【規程番号　神女院Ⅲ－006】

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科実習指導・国家試験等支援対策室規程

（設置）

第１条　神戸女子大学大学院健康栄養学研究科に、本研究科学生（修了生を含む。）の実習・国家資格等に係る教育研究支援を行うために実習指導・国家試験等支援対策室（以下「対策室」という。）を置く。

（目的）

第２条　対策室は、健康栄養学研究科における国家資格や授業科目等の実習・資格取得等に関わる教育・研究支援を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　対策室の業務は次のとおりとする。

（1）授業科目及び資格取得等に関わる実習に関する業務

（2）国家資格試験対策に関する業務

（3）その他教育研究支援に関する業務

（組織）

第４条　対策室は、次の構成員をもって組織する。

室長　　１名

副室長　１名

業務補助職員　若干名

２　室長は、健康栄養学研究科長をもって充て、対策室を統括する。

３　副室長は、健康栄養学研究科長より指名された者１名をもって充てる。

４　業務補助職員は、対策室の業務にかかる事務を補助する。

（専門委員会）

第５条　対策室の業務を専門に応じて遂行するために、専門委員会を置く。

２　副室長は、専門委員会を統括する。

３　専門委員会の種類及び数は、別に定める。

（資料室）

第６条　対策室の業務にかかる学生情報及び各種資料を保管・管理するために資料室を置く。

（学習支援室）

第７条　国家試験受験学生の学習支援の場として、対策室管轄の下に国家試験学習支援室を置く。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、健康栄養学研究科委員会及び部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

１　この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

２　この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。